

記 者 発 表 資 料  
平 成 1 9 年 5 月 3 0 日  
こ ども 青 少 年 局 企 画 調 整 課 長  
宮 本 正 彦 電 話 6 7 1 - 4 2 8 0

平成19年度

# こども青少年局運営方針



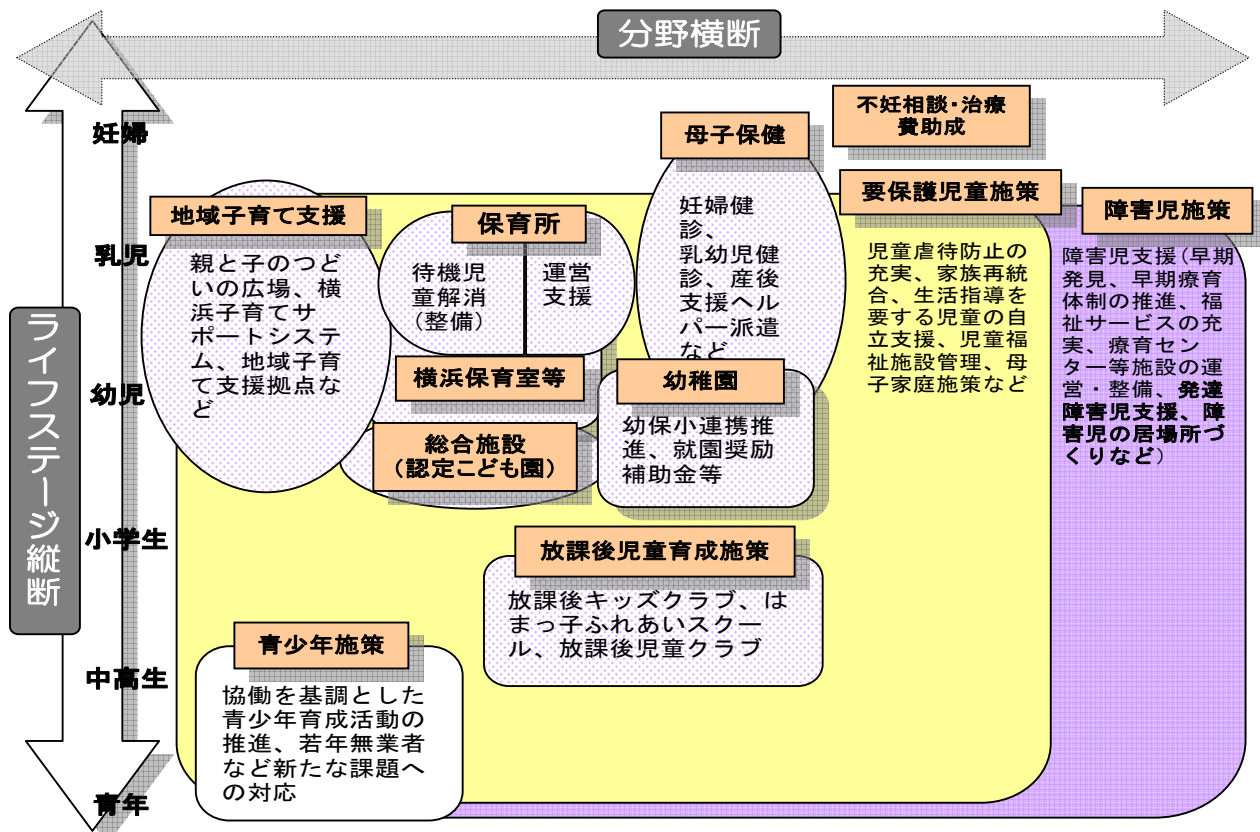
## 平成19年度 局経営の基本的な考え方

平成19年度はこども青少年局が発足して2年目となり、初めての独自予算の編成、事業執行体制の充実などにより、「子どもと青少年の健全な成長と自立への支援」に向け、本格的に始動する基盤が整いました。

今年度は、横浜に暮らす、すべての子どもや青少年、及びその保護者が将来に夢と希望を持てる社会を実現できるよう、中期計画に掲げた重点事業をはじめ、6つの重点推進施策(P5)を着実に推進することで、局設置の目的である

- 生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでのライフステージを縦断する一貫した施策の展開
- 福祉・保健・教育などの施策分野を横断する取組を積極的に展開してまいります。

## こども青少年局の施策



## ■ 施策を推進するうえでの気構え

施策の推進にあたっては、職員が自主的に目標達成に向けて挑戦していく職場風土づくりを進めるため、次のような気構えで取り組むこととします。

### 1 市民の声や現場の声を聴く

市民サービスの原点は、市民の声と現場の声にあります。現場に足を運び、市民や現場の声を直接聴き、課題を把握します。

### 2 明るく活気ある職場、風通しのよい職場づくり

あいさつを励行し、自由闊達に議論が行われる、明るく、風通しのよい職場をつくります。

### 3 挑戦

既成概念にとらわれず、これまでの仕事を変える勇気と新たな課題に挑戦する勇気を発揮します。

### 4 民との協働の推進

こども青少年分野における民の役割の重要性を踏まえ、民との協働を積極的に推進します。

### 5 区役所との連携の強化

地域を基盤とし、地域特性を踏まえた事業展開を図るため、区役所との連携を強化します。

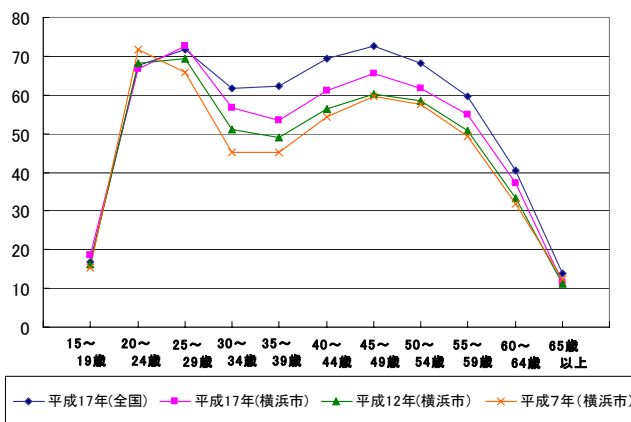
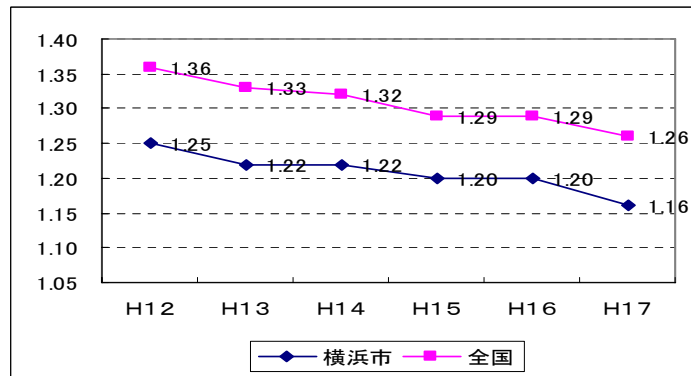
### 6 ワークライフバランスの推進

子どもが夢と希望をもって育つ生活環境づくりを進めるため、こども青少年局の職員が率先して働き方を見直し、仕事と生活を両立できるような働き方を推進します。

# ■ こども青少年局を取り巻く状況

## 1 合計特殊出生率

本市の平成17年の合計特殊出生率は1.16で、全国平均の1.26を大きく下回るなど、少子化の傾向が一層顕著となっています。

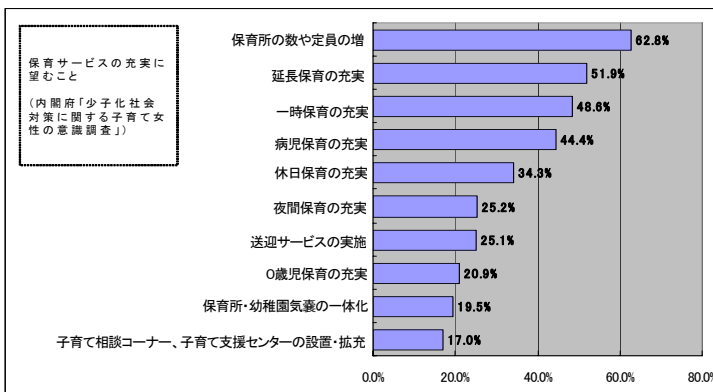
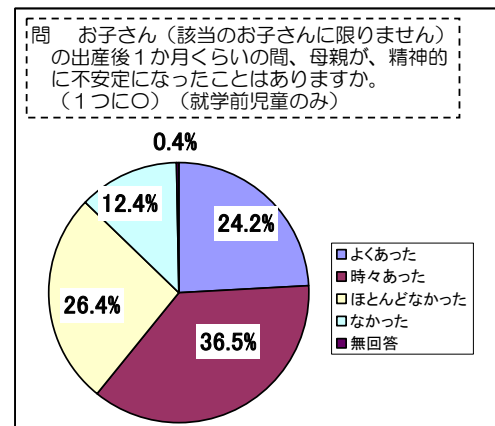


## 2 女性の就業率

20代後半から30代の女性の労働力率は、徐々に上昇しており、M字カーブも緩やかに描かれるようになってきました。このように働く女性が増えたことにより、仕事と子育てや家事などを両立できる環境の整備が求められています。

## 3 子育て不安

平成16年に実施した本市のニーズ調査において、出産後1か月くらいの間、母親が精神的に不安定になったことはありますかとの問いに対し、60%強の母親が精神的に不安定になったと回答しており、身近な場所で、子育ての不安を相談できる等、地域における子育て支援が求められています。



## 4 多様な保育ニーズ

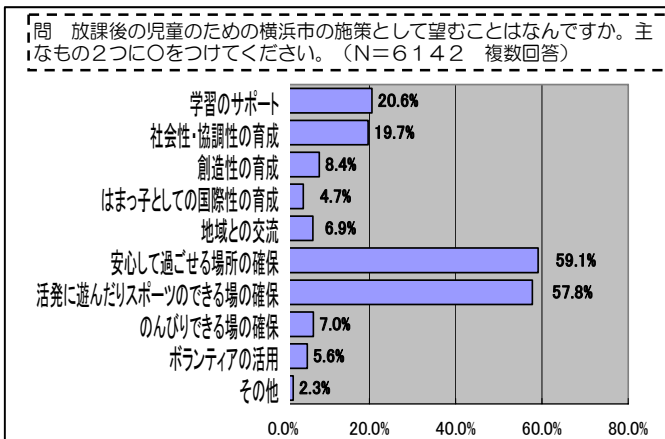
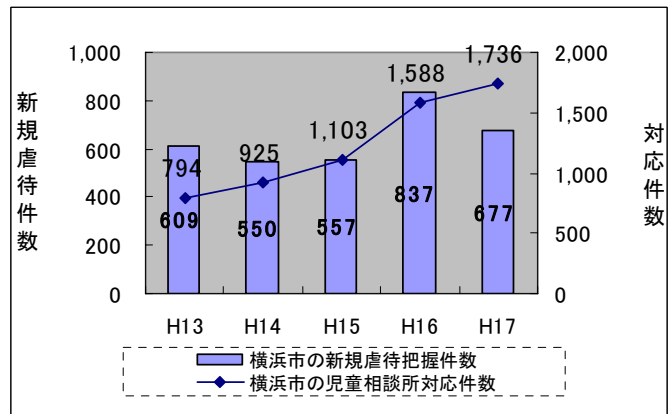
内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」では、保育サービスの充実に望むこととして、「保育所の数や定員の増」が最も多くなっています。

また、「延長保育」や「一時保育」「病児保育」「休日保育」「夜間保育」の充実など、多様な保育ニーズへの対応が求められています。

## 5 児童虐待件数

児童虐待への対応は、長期にわたる支援が必要であり、本市における児童虐待対応件数（児童相談所年度末件数）は年々増加し、17年度は1,736件となっています。

また、新規虐待把握件数では、乳幼児や小学校低学年の児童への虐待の割合が増加しています。

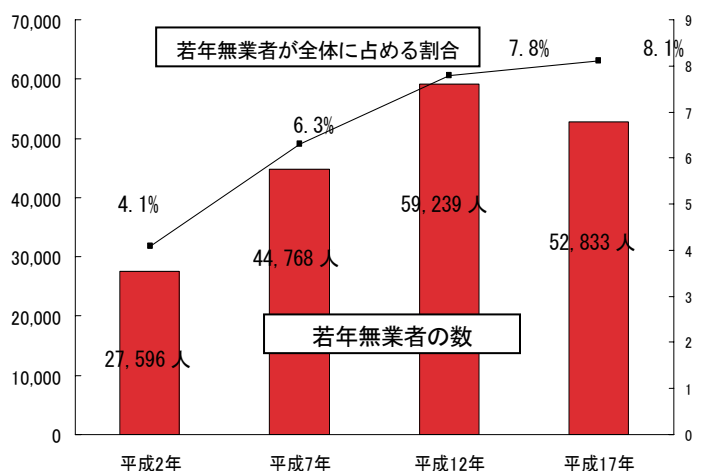


## 6 放課後に児童が安心して過ごせる場の確保

H15 に本市で実施した放課後児童育成事業に関する意識調査では、保護者が放課後に望む施策として、安心して過ごせる場の確保、活発に遊んだりスポーツのできる場の確保が望まれています。

## 7 本市若年無業者の推移

本市の15歳～34歳の若年無業者（ニート及び失業者）については、平成17年は人数で見ると平成12年より減少しているものの、若年無業者の占める割合は増加しており、青少年の自立支援施策が求められています。



## ■ こども青少年局6つの重点推進施策

### 1 地域における子育て支援の充実



子育てに関する様々な不安や負担を軽減し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができる社会の実現を目指し、地域における子育て支援施策を市民と協働で推進します。

また、保育ニーズの増加に対応するため、広域的な利用が見込まれる駅周辺等の民間ビルを活用した「整備促進事業」を中心に保育所を整備するほか、保護者の就労状況にかかわらず利用することが可能な、多様な保育サービスを推進します。

### 2 児童虐待防止への取組の充実



年々増加し、深刻化する児童虐待に対応するため、妊娠期からの不適切養育の予防を推進します。

また、今年3か所から4か所に増設される児童相談所の機能を強化するとともに、児童相談所と区や関係機関との連携をより密にすることにより、未然防止から、在宅支援、一時保護、施設入所、自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な対応を推進します。

### 3 障害児の生活支援の充実

学齢期の障害児とその家族の生活支援の充実を図るため、学齢期の障害児の放課後や夏休み等の居場所づくりを推進するとともに、地域療育センターの専任スタッフが、発達障害のある児童等への対応に関する支援を、小学校の教員に行います。

また、平成18年の児童福祉法の一部改正に伴い、大幅に増加する障害児施設の利用者負担の軽減を図るため、本市独自の助成を実施します。

さらに、重症心身障害児者に対する医療提供体制の充実・拡大に取り組みます。

### 4 放課後児童育成施策の推進

すべての子どもたちにとって、安全で快適な放課後の居場所を確保する“放課後3事業”を推進します。

また、子どもの創造力を生かした自由な遊び場であるプレイパークの活動を支援します。

### 5 青少年自立支援施策の推進



よこはま若者サポートステーション、青少年相談センター及び地域ユースプラザを中心としたネットワークにより、若年無業者やひきこもり状態にある青少年の自立を支援します。

また、青少年が安心して気軽に集い、仲間や地域の大人との交流やさまざまな体験等を行う地域活動拠点を設置するとともに、思春期の様々な課題について啓発や検討を進めるため、出前講座やシンポジウム等を実施します。

### 6 母子家庭等の自立支援への対応の強化

母子家庭等の自立促進に向け、相談対応から迅速な情報提供、さらに具体的な就職につなげるまでの一貫した就労支援を行う拠点を整備するとともに、ハローワーク等関係機関と協働で、セミナーを開催する等サービスメニューを充実します。

また、増加するDV（ドメスティックバイオレンス；夫婦間、パートナー間の暴力）被害者が地域で安定した生活ができるよう様々な支援を行います。

# 1 地域における子育て支援の充実

## 主な取組内容

### (1) 地域子育て支援拠点を中心とする地域における子育て支援の充実

市民と行政が協働のうえ、親子が交流でき、様々な情報提供や相談などを行う場（親子の居場所）づくりに取り組み、将来的には徒歩で行ける身近な場所（小学校区程度）での開設を目指すほか、地域の中で子どもを預け、預かる子育てサポートシステムの充実を図り、子育てを地域全体で支える環境を整えていきます。

(利用者数：年間延べ人数)

①地域子育て支援拠点	利用者数： 45,500人→96,000人	(5か所→9か所)
②親と子のつどいの広場	利用者数： 47,000人→51,000人	(14か所→19か所)
③幼稚園はまっ子広場	利用者数： 50,000人→68,000人	(15か所→19か所)
④子育て支援者の相談会場	利用者数： 202,000人→229,000人	(145か所→160か所)
⑤育児支援センター園	利用者数： 78,000人→86,000人	(24か所→29か所)
⑥子育てサポートシステム	利用件数： 35,000件→36,000件	

### (2) 多様な保育ニーズへの対応

保育ニーズの多様化に対応するため、障害児保育、一時保育、休日・年末年始保育、病児保育、長時間保育等を充実します。

①障害児保育	利用者実人数： 609人→618人	(326か所→338か所)
②一時保育	利用者延べ人数： 92,700人→95,800人	(180か所→186か所)
③休日・年末年始保育	利用者延べ人数： 1,300人→1,500人	(7か所→10か所)
④病児保育	利用者延べ人数： 1,500人→2,200人	(4か所→7か所)
⑤長時間保育	利用者延べ人数： 339,900人→351,000人	(370か所→382か所)

### (3) 保育所整備等の推進

保育ニーズの増加に対応するため、広域的な利用が見込まれる駅周辺等の民間ビルを活用した「整備促進事業」を中心に保育所整備を推進します。

①新規整備の促進	} ①、② 1,350人定員増 ③44人定員増 ④10か所
②認定こども園の整備	
③老朽保育所の改築促進による整備	
④定員外入所の受け入れ促進(新たな補助制度創設) <新規>	

### (4) 働きやすく子育てしやすい横浜の企業づくり支援<新規>

市内企業の仕事と子育ての両立及び地域子育てへの貢献活動を促進するため、アドバイザー派遣モデル事業や、表彰制度、ホームページ等による情報提供を実施するとともに、企業の取組を推進するインセンティブの検討を行います。

○アドバイザー派遣モデル事業 (派遣先：企業2、企業グループ1)

### 主な取組内容

#### (1) 妊娠期からの不適切養育の予防

少子化・核家族化の進行により、育児不安の強い養育者や育児経験の少ない養育者が増えています。出産や育児に対する不安を抱えている妊婦等に対して継続的な支援を行い、児童虐待の予防に努めます。

- 育児不安を抱えた妊婦への対応を含めた「養育支援マニュアル」改訂版の作成（9月までに作成）

#### (2) 児童相談所の機能強化と地域連携の推進



児童虐待の専門機関である児童相談所機能の強化と一時保護児童の生活環境の改善を図ります。

また、児童虐待防止については、地域全体での取組が重要であるため、児童相談所と区役所や関係機関との連携強化を図るとともに、民生・児童委員等関係者への研修を実施します。

- ①新中央児童相談所に自立支援部門新設(※1)（自立支援部門利用件数 20件）
- ②一時保護所定員増と外部評価制度(※2)の導入  
（一時保護所定員 2か所 84人→3か所 131人）
- ③区と児童相談所の連携推進と要保護家庭支援の強化  
（連携会議の実施 各区単位で年2～3回）
- ④民生・児童委員等関係者への研修実施（各区ごと実施 18区）

※1：児童養護施設等での生活に適応が難しい児童の支援や、在宅を含めた児童に対する就労等に向けた生活指導を行います。

※2：一時保護所に入所している児童の権利擁護の視点から、外部の第三者による評価を行う制度

#### (3) 児童養護施設等における家庭的支援の充実



家庭に代わって、児童へのきめ細やかな生活支援を行うため、児童養護施設の改築や新設に合わせ、個室化、ユニット化(※1)を図るとともに、地域小規模児童養護施設(※2)を設置します。

また、制度の周知方法を工夫し、里親の新規登録数を増やすとともに、支援体制の充実を図ります。

- ①児童養護施設の新設 1館目；設計(9月完了)、着工(20年度開所予定)、定員30人  
2館目；用地選定、法人募集、基本設計実施
- ②児童養護施設の改築 聖母愛児園 着工(21年度開所予定)、定員20人増(76人→96人)
- ③地域小規模児童養護施設 定員6人→12人（1か所→2か所）
- ④里親新規登録(20組)、里親サロン等実施(24回)、里親対応専門員による訪問(352回)

※1:ユニット化…少人数で生活(就寝、食事、入浴)できる単位で施設を構成すること。

※2:地域小規模児童養護施設…地域の民家等を活用し、養育環境に恵まれない子どもたちを、少人数の家庭的な雰囲気の中できめ細かく養育する施設

### 主な取組内容

#### (1) 障害児の居場所づくり



学齢期の障害児が、放課後や夏休みにのびのびと過ごすことのできる居場所を増やすことで、さまざまな体験や交流を通じて障害児の豊かな人間性を育むとともに、家族の就労や余暇等の社会参加の機会が充実し、安定した生活が送れるような環境を整えます。

○障害児居場所の運営（年間延べ利用者数 8,884人、7か所）

#### (2) 地域療育センターによる学校支援<新規>



障害児の教育環境の向上に寄与するため、療育の専門機関である地域療育センターに、専任の学校支援スタッフを配置（8センターに2名ずつ）し、**小学校の教職員を対象に、発達障害等のある児童等への対応に関する支援**を行います。

- ①地域療育センター学校支援担当者、学校関係者による担当者会議の実施  
(5月末までに8回)
- ②教室等の環境設定や児童とのコミュニケーション等に関する指導・助言、教材の活用助言、教職員への研修等の支援実施（要請のあった小学校全校）

#### (3) 障害児施設利用者負担助成<新規>

平成18年10月の児童福祉法の一部改正に伴い、障害児施設の利用者負担が大幅に増加することから、**障害児のいる家庭の子育てを支援し、施設利用の抑制等を招かないよう、本市独自の助成を実施**します。

○助成対象 障害児施設を利用する20歳未満の障害児の保護者（対象児童数 約1,000人）

#### (4) 重症心身障害児者への医療提供体制の充実・拡大(アントレプレナーシップ事業※)<新規>

**重症心身障害児者**とその家族が身近な医療機関で安心して適切な医療が受けられ、在宅でも安心して生活できることを目指し、**医療提供体制の充実・拡大**に取り組みます。

- ①重症心身障害児者の医療機関受診状況の調査 (対象者 800人)
- ②福祉、医療関係者の協議会の実施 (3回)
- ③障害児者及び家族向けの医療機関情報の提供 (対象者 800人)
- ④看護師等の医療専門職による受診相談・医療機関コーディネート (10月から実施)
- ⑤医療スタッフ養成研修の実施検討 (実施)

※アントレプレナーシップ事業：職員自ら提案した「市民のための事業」を企画から事業化まで責任を持って推進する事業

### 主な取組内容

#### (1) 放課後キッズクラブ事業

放課後児童育成施策の中心的事業と位置付け、拡大・展開を図ります。また、引き続き、良好な運営ができる法人を確保するため、公募選定及び評価方法の検討を行います。

- ①キッズクラブの実施 登録児童数：7,770人→12,400人 (30か所→48か所)
- ②平成20年度キッズクラブ実施か所の選定及び設計 (18か所)
- ③運営法人の公募選定及び評価方法等の検討

#### (2) はまっ子ふれあいスクール事業

保護者のニーズや地域特性に応じ、開設時間の延長やおやつを提供などを行う「充実型はまっ子ふれあいスクール」を推進します。

また、障害児の参加を促進するため、スタッフを対象とする現場研修を行います。

- ①充実型はまっ子の実施 登録児童数：2,780人→5,310人 (11か所→21か所)
- ②平成20年度分充実型はまっ子実施か所の選定 (14か所)
- ③障害児対応現場研修 (10か所→20か所)

#### (3) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

放課後児童クラブの指導員を対象とした、安全管理に関する研修等を実施し、各クラブの安全対策の一層の向上を図ります。

- 指導員研修 (延べ300人、10回)

#### (4) プレイパーク活動の支援

公園の一部を冒険的遊び場として活用し、子どもの創造力・冒険心を育むプレイパーク事業について、市民との協働により、実施か所数を増やすとともに、開催日を増やします。

- |                   |           |                 |
|-------------------|-----------|-----------------|
| ①プレイパーク実施か所       | (7か所→9か所) | } 年間延べ利用者数      |
| ②既存プレイパーク開催日の増    | (2か所で実施)  |                 |
| ③遊びのボランティア育成研修の実施 | (50人、3日間) |                 |
|                   |           | 47,460人→52,000人 |

## 5

## 青少年自立支援施策の推進

## 主な取組内容

## (1) 若年無業者の職業的自立に向けた支援



「よこはま若者サポートステーション」及び、他の支援機関・団体とのネットワークにより、若年無業者一人ひとりの状況にあわせた様々な支援メニューを提供します。  
また、小・中・高校生等を対象に職業体験事業を実施します。

- ①よこはま若者サポートステーションを中心とした支援の充実  
(新たな講座等の開催 延べ 300 回)
- ②青少年自立支援協議会(仮称)の設置 (開催回数 6 回)
- ③学齢期児童・生徒等を対象とした職業体験事業の実施 (実施回数 4 回)
- ④企業等が若年無業者に対する理解を深めるための普及・啓発  
(リーフレットの作成、ホームページなどによる就労支援に取り組む企業のPR等)

## (2) ひきこもり状態にある青少年の社会参加促進&lt;新規&gt;



青少年相談センターの機能を強化し、青少年の社会参加や自立へ向けた施策を展開します。また、地域に密着した青少年の自立支援を行うため、「地域ユースプラザ」を設置します。

- ①ユースサポーター訪問事業の実施 (訪問回数 延べ 120 回)
- ②ひきこもりからの回復期にある青少年に対する社会参加・就労体験事業  
(参加者数延べ 400 人)
- ③地域における専門相談員の育成 (研修会の開催回数 2 回、参加者数 延べ 80 人)
- ④学齢期以降の発達障害の当事者や保護者に対する支援  
(3～5人のミニサークル活動の実施、参加者数 延べ 80 人)
- ⑤地域ユースプラザの設置 (1か所、12月開設予定、来所延人数 1,700 人)

## (3) 青少年の地域活動拠点づくり



中・高校生世代を中心とした青少年が、安心して気軽に集い、仲間や地域の大人との交流、さまざまな体験等を行うことのできる「青少年の地域活動拠点」を設置します。

- ①新規設置(1か所、10月開設予定、利用者数 延べ 2,250 人) 、②設置準備(1か所)

## (4) 思春期問題への取組



インターネット・携帯電話等の普及に伴う青少年の生活への影響や、親子関係・人間関係の希薄化などを中心とする思春期の課題について検討するとともに、青少年や保護者を対象としたシンポジウムや出前講座等による啓発事業を実施します。

- ①横浜市思春期問題連絡会(仮称)(開催回数 6 回)
- ②シンポジウムや講座等の開催  
(開催回数 シンポジウム等 2 回・出前講座延べ 36 回、参加者数 延べ 2,000 人)

### 主な取組内容

#### (1) 母子家庭の母に対する就労支援

ひとりで子育てと生計維持を担い、経済的な自立が困難な母子家庭の母の就労を支援し、自立を推進します。

相談から就職につなげるまでの継続的な自立支援を行う拠点を整備するとともに、ハローワーク等関連機関と協働して就労支援セミナーなどを開催します。

①母子家庭自立支援拠点の整備（5月）

②相談から就労に結びつける支援の推進と内容の充実

（年間支援者数 600人、就労者数 90人、支援セミナー開催 6回）

#### (2) DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援 <新規>



DV被害者等が地域での生活に向けて十分な準備ができるよう、シェルターの一部の利用期間を6か月まで延長できるとし、また、自立を専門的に支援する職員をシェルターに配置します。

加えて、母子生活支援施設退所後、安定して地域での生活を営み続けられるよう、施設にフォロー支援職員を配置し、施設退所後1年間は、フォロー支援職員が相談を受けるなどの支援を行います。

さらに、母子家庭の生活安定のため、5世帯以上の母子世帯が共同して生活の場を経験する小規模分園型母子生活支援施設の設置や、病気等の緊急時に一時的に子どもを預けられるような夜間養護（トワイライトステイ）を実施します。

①シェルター等への専門的支援職員の配置（3か所）

②母子生活支援施設退所者向けフォロー支援者の配置（2か所）

③小規模分園型母子生活支援施設の設置（1か所、定員6人）

④夜間養護（※）の実施施設の設置（1か所）

※夜間養護（トワイライトステイ）；母子世帯の夜間保育